（法第二十条第二号の関係者）

第十八条の三　法第二十条第二号の国土交通省令で定める関係者は、地域公共交通会議等の構成員とする。

（申請書に添付する書類）

第五十一条の三　法第七十九条の二第一項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一～三　（略）

四　地域公共交通会議等において協議が調っていることを証する書類（第五十一条の七第二号に該当する場合にあつては、同号の地域公共交通計画）

五～十四　（略）

（法第七十九条の四第一項第五号の協議が調っていないとき）

第五十一条の七　法第七十九条の四第一項第五号の協議が調っていないときとは、法第七十九条の二の規定による登録の申請に係る自家用有償旅客運送について次のいずれにも該当しないときとする。

一　地域公共交通会議等において協議が調っているとき。

二　（略）

（申請者に対する意見聴取）

第五十一条の八　地域公共交通会議を主宰する市町村長若しくは都道府県知事又は協議会を組織する地方公共団体は、法第七十九条の二の規定による登録の申請に係る特定非営利活動法人等が行う自家用有償旅客運送について地域公共交通会議等において協議を行う場合には、当該申請者の意見を聴取するものとする。

（利害関係人）

第五十六条　法第八十九条に規定する利害関係人（次条において「利害関係人」という。）とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一　一般乗合旅客自動車運送事業における運賃等の上限に関する認可又は一般乗用旅客自動車運送事業における運賃等に関する認可の申請者

二・三　（略）

（法第二十条第二号の関係者）

第十八条の三　法第二十条第二号の国土交通省令で定める関係者は、地域公共交通会議又は協議会の構成員とする。

（申請書に添付する書類）

第五十一条の三　法第七十九条の二第一項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一～三　（略）

四　地域公共交通会議、協議会又は第五十一条の七に規定する運営協議会（以下「地域公共交通会議等」という。）において協議が調っていることを証する書類（第五十一条の七第二号に該当する場合にあつては、同号の地域公共交通計画）

五～十四　（略）

（法第七十九条の四第一項第五号の協議が調っていないとき）

第五十一条の七　法第七十九条の四第一項第五号の協議が調っていないときとは、法第七十九条の二の規定による登録の申請に係る自家用有償旅客運送について次のいずれにも該当しないときとする。

一　地域公共交通会議、協議会又は運営協議会（地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保するために必要な自家用有償旅客運送に関する協議を行うために一又は複数の市町村長又は都道府県知事が主宰する協議会をいう。以下同じ。）において協議が調っているとき。

二　（略）

（運営協議会の構成員等）

第五十一条の八　運営協議会は、次に掲げる者により構成するものとする。

一　運営協議会を主宰する市町村長又は都道府県知事その他の地方公共団体の長

二　一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体

三　住民又は旅客

四　地方運輸局長

五　一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体

六　運営協議会を主宰する市町村長又は都道府県知事の管轄する区域内において現に自家用有償旅客運送を行っている特定非営利活動法人等

2　運営協議会を主宰する市町村長又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、前項各号に掲げる者のほか、運営協議会に、学識経験を有する者その他の運営協議会の運営上必要と認められる者を構成員として加えることができる。

3　運営協議会を主宰する市町村長又は都道府県知事は、法第七十九条の二の規定による登録の申請に係る特定非営利活動法人等が行う自家用有償旅客運送について運営協議会において協議を行う場合には、当該申請者の意見を聴取するものとする。

（利害関係人）

第五十六条　法第八十九条に規定する利害関係人（次条において「利害関係人」という。）とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一　一般乗合旅客自動車運送事業における運賃等の上限に関する認可又は一般乗用旅客自動車運送事業における運賃及び料金に関する認可の申請者

二・三　（略）